

令和5年度 第4回松戸市介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和6年2月8日(木) 午後2時から午後3時30分まで
開催場所 男女共同参画センターゆうまつど 3階研修室
(一部オンラインにて実施)

出席委員 川越正平 委員(会長)
滝本実 委員
鈴木英男 委員
手島宏明 委員
石山麗子 委員 ※オンライン出席
小泉裕史 委員 ※オンライン出席
小松崎康文 委員 ※オンライン出席
安西順子 委員 ※オンライン出席
小野順子 委員 ※オンライン出席
宮本哲男 委員
中村朋恵 委員 ※オンライン出席
原田信子 委員 ※オンライン出席
丸田敬子 委員 ※オンライン出席
畠山桂介 委員 ※オンライン出席

事務局出席者

福祉長寿部 松本部長
介護保険課 高橋課長、松崎補佐、伊藤補佐、塩田主幹、
新里主幹、須志原主査、蟹江主査、木戸主査、吉田主事
地域包括ケア推進課 有山課長、小野補佐、青木主査、大草主任主事
高齢者支援課 川鍋課長、加藤補佐、木村補佐

傍聴者 4名

令和5年度 第4回松戸市介護保険運営協議会議事録

日時：令和6年2月8日（木）

午後2時00分～午後3時30分まで

場所：ゆうまつど 3階研修室

（会長）

それでは、第4回松戸市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

まず、会議の公開についてですが、当会議は公開の会議となっております。

〇〇様他3名から、本日の会議を傍聴したいとのことあります。これを、許可したいと思います。よろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

どうぞ、お入りください。

<傍聴者入場>

（会長）

それでは会議次第に添いまして、議事を進めます。

まず、報告1、資料No.1「地域密着型サービス事業者等の状況について」、事務局から説明をお願いします。

（介護保険課長補佐）

報告1 資料No.1「地域密着型サービス事業者等の状況について」でございますが、例年のご報告同様、資料に記載の通りでございます。

参考資料の1ページから5ページの記載内容につきましては、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用状況調査の結果でございます。

参考資料1ページ、No.40の愛の家グループホーム松戸常盤平につきましては、今年度第2回の介護保険運営協議会において新規指定のご審議をいただき、令和5年9月1日に開設いたしました事業所でございます。これにより、

市内の認知症対応型共同生活介護事業所数は40事業所となりました。

参考資料の6ページから8ページに、指導等の状況がございますが、1の運営指導につきましては、第2回の運営協議会でご報告いたしました以降の情報となっております。令和5年6月1日から令和5年11月30日までのものとなります。

参考資料9ページ、10ページにつきましては、市内の施設等整備状況一覧となります。

参考資料11ページにつきましては、地域密着型サービスの関係ではございませんが、これまでの運営協議会での議論を踏まえ、市内の訪問介護事業所数、居宅介護支援事業所数の経年変化をお示しする資料となっております。各年度、年度末の事業所数でございますが、本年度につきましては令和5年11月30日現在のものがございます。

なお、資料には記載しておりませんが、今年度改定された介護支援専門員質向上ガイドラインや今後の改正もみすえ、来週2/13に市内主任介護支援専門員を対象とした研修『他法・他制度活用に際しての介護支援専門員のかかわり方』を、〇〇委員のお力をお借りして開催予定ですので、この場を借りてご報告いたします。

以上、ご説明とさせていただきます。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。なお、時間の都合上、質疑応答の時間は10分とさせていただきます。

(委員)

これちょっと見せていただいたんですけども。指導監査状況という一覧表がございますね。そのなかでいろいろ書いてあるんですけども、ひとつは市に必要な報告が必要な事故についてという欄が目につきました。それで報告の方では提出待ち、提出ありという形で区別されているんですが、これはひとつはそういう調査をしたときに、何日までに何日かのうちに報告してくださいという、そういうなんていうか縛りっていうのはあるんですか。

(会長)

事務局お願いいたします。

(介護保険課)

介護保険課よりお答えいたします。介護保険の被保険者さんに対して介護サービスを提供している間に発生した事故につきまして報告していただくことになってございます。発生から5日以内にご報告いただくことになっております。

(介護保険課長)

追加ですが、指導したのちに、いつまで事業者に答えるようにいつているかということだと思んですけど、原則として、法令の規定はないんですが、概ね30日以内にご報告くださいというふうに、事業者にはお願いをしています。以上です。

(会長)

ほかにございますでしょうか。

(委員)

ということは、例えば、6番目ですか。令和5年の6月12日ですよ、実地検査日。6番目です。それで指導事項でないと。まず、提出ありとなっているんですが、これは、今の答えの時期とどう関係を持ったらいいんでしょうか。

(会長)

事務局、追加の方お願いします。

(事務局)

すみません。最初にお送りした資料から、提出の状況が変化してございまして。本日の資料の方は、提出済という形になっている状況です。

(介護保険課長)

これを補足させていただくと、もちろん30日を過ぎてしまう事業者さんもあるので、そのときは、追加で改めて出してくださいという連絡をして、結果としてこの資料を作った後の最新版の時点では、報告ありということになっております。

(委員)

令和5年の6月12日っていうことは、これどう考えたらいいんでしょうかね。今日までにもし仮にその報告があったならば、紙か何かでもいいし、この場で報

告でいいと思うんですよ。なぜこういうこと言うかっていうと、今の東京都のなんだっけ、ホームじゃないですけども、病院ですごいことやっていますよね。ああいうふうになっちゃう可能性っていうのもなきにしもあらずなんですよ。場合によっては、いや松戸のホームでそうなると言っているんじゃないですよ。ただこういうのはすぐ決めて30日以内に即回答しろと、出来ない場合は何日までに第二次の報告書という形でもっていった方がいいと思うんで、これは確かにこれ難しいですよ。ただ書くところに「報告してないことを確認した」「提出待ち」ってなっちゃっていると、何かこれだけ読むと、何か事務局としては、待ちのなんていうかな、対応しているような感じを受けるんですよ。ですから、まだ出てない場合は何日も、例えばそれが10日とか20日、なんかそういう事例によってはちょっとなかなか結論が出ない部分ってあると思うんですけども、これはやはり、この辺にちょっと一行書いていただくと、例えば提出があったんだけど、ちょっと若干問題点があったかっていう、具体的に書くことは必要ないとは思いますが、ちょっとそういうふうにやった方がわかりやすいのかなっていう気はしたんですけどね。ただこれが駄目だとかいいとかって言うんじゃないですよ。そういう形で対応していただいた方が、例えばこのホームはもちろん、それってそういうことはないとは思いますが、何かそういうことあったときの、何ていうか、表現の仕方っていうのもちょっと考えていただいた方がよろしいのかなっていうふうに、ちょっとこれ読んで考えました。これをどうしようって言うてるんじゃないんですよ。

(会長)

ご質問ありがとうございます。今話を聞かせていただいて、感想を含めてコメントさせていただきますと、例えば、今お話のあった6番のうち、事故の報告がなかったってことを確認したということになったという、本当は事故があったら5日以内に報告することになっているけど、もしかするとこれは事故という報告が必要な事故っていう認識がなかったっていうようなことだったのかもしれないが、それを確認したので30日、概ね30日以内に報告するようになっているにしていて、この資料作った時点でまだなかったというようなことだったのでしょうか。今は出されたということだと思います。

ただ一方でご指摘の通り、結局この会議資料、また市のホームページに公開されるわけですので、ご覧になった市民の方がわかりにくいと感じられる。それは確かにそう、ご指摘の通りかと思いました。それからあらかじめ〇〇委員からいただいているご質問でも、この確か24ですかね、「一部不適切」っていうのは、請求を確認したという記載があって、これはまるで読み方によって不正請求があったのかというふうにも読めてしまうんで、そうするとより重く受けとめるよ

うな感じがしますけれども。実際はそこまでのことではなかったということかもしれませんので、やはりこの表記の仕方とか、もう少しディテールを書くわけにはいかないかもしれないんですけれども、もう少し深刻度とか、ささいな書き違い、勘違い、漏れだったりしたっていうと次元が大分違うかもしれませんので、そういうことがわかるような表記の仕方に、今後の会議資料の作り方っていう意味で、事務局でご検討いただければと思います。ありがとうございます。

そのほかご質問がありましたら、では〇〇委員お願いいたします。

(委員)

〇〇ですけれども、1件ですね、質問いたします。

事前に出した質問の中の回答のところの1ページ、その一番下4番、定期巡回のところ、3つ目に元気介護サービスというところがありまして、その入所者が1人ということで、ちょっと1人っていうのはいくらなんでも、これは経営的に厳しいのではありませんでしょうか、ということで質問をしたんですが、回答はですね、経営状態は把握しておりませんが、定期巡回などの他、複数のサービスを運営していますということで、特に問題はないという答えのように聞きましたので、それで結構だと思います。ただ、経営状態は把握しておりませんというところがですね、ぜひお願いしたいのは、ある程度の経営状態は、常にウォッチするとか、状況を確認するということをやっていただきたいというふうに思います。これが本来の仕事かどうかという議論はあると思いますが、例えばですね、最近の私の知り合いからもらったニュースですけれども、小規模の介護事業者の倒産、それから廃業、これがかなりの発生件数があると。倒産は、実は昨年23年度で220件ぐらい。それから廃業は500件ぐらいということで、史上2番目の規模だというふうな話を聞きました。

当然のことながら、松戸も影響が今現在発生はしていなくても、影響があるだろうというふうに推察していった方がいいのではないかとこのように思います。それで、言うなれば、普段から介護事業所といわば接して、どんな状況でしょうかといったような話を聞く、それは経営状態がいいですか、悪いですかという質問ではなくて、普段の会話の中で察知するような、そんな構造があるといかないというふうに思います。

倒産の理由は赤字、それから売り上げの不振ということで、実は売り上げの不振というのは、例えば、昨年、一昨年の、コロナの関係で、訪問介護事業所はその業務をしばらくやめるっていうか、休止をするということでもこれ、起きたものではないかというふうに、明らかに推測できるわけなんですけど、それがそのまま尾を引いて非常に苦しくなるというケースもありますし、もっと深刻なのは、人手が絶えず足りない、こういう問題なんかもあります。ということは、小規模

であればあるぶん、間違いなく、いろんな問題というところであれですけども、苦勞を背負っているんだらうというふうに思われますので、ぜひそれは、中小といいますか小規模、松戸に地盤のある介護事業所、元気介護サービスは規模が小さいので、言うなれば余力が少ないと言えますので、地元の施設を大事にすると、大事に育てていくと観点から、ぜひ接触をお願いしたいというふうに考えます。よろしくお願ひいたします。

(会長)

〇〇委員ありがとうございました。

経営を見るってわけにはいかないかもしれませんが、実際過去にグループホームが諸般の事情で閉鎖しなければいけなくなって、入居している方々の行き場所を適切に手配するというにはもちろん市が関わってくださったと思います。そうやって現に被害が出るようなことは避けなければいけないわけですので、そう意味ではもちろん関わらなければいけないときは関わっていただくと思いますか、基本の経営はそれぞれの事業者の責任で行われていて、法令上適正に運営が行われているかはもちろん、監督権限の官庁がやるってことになるかとは思ひます。

時間が押しておりますが、もう少しだけ大事な点、ちょっととりあえず、質疑ではない形でちょっと取り上げたいと思ひます。質問の1と3で、小規模多機能において、訪問看護に相当するサービスや訪問リハビリテーションに相当するサービスがどのくらい使われているかという趣旨でご質問させていただきました。

また3の方では、看護小規模多機能においてリハビリテーション、口腔栄養という分野の指導管理がどのくらい利用されているかというようなことをお尋ねさせていただきました。

この趣旨は本来、包括的に見る事業形態ですけども、そこに必要な専門機能が内在しているとは限らないので、どのようにそこを活用していくかというのも、より意識を持って、一人一人のアセスメントやサービス提供をしていただく。そういうことが本当は大事なんだらうと思ひますけど、簡単ではないことは理解しているつもりですけども、そういう注意喚起の意味も込めてご質問させていただきました。

一言ずつだけせつかく委員の方いらっしゃいますので、コメントをいただければと思ひます。

小規模多機能の代表として〇〇委員がいらっしゃいますし、それから僭越ながら〇〇委員、ご所属の法人で看多機をお持ちかと思ひますんで、一言ずつコメントいただけるとありがたいです。

では、まず〇〇委員お願いいたします。

(委員)

会長の方からお話しいただきました件なのですが、そうですね。特に小規模多機能の場合は、やはり訪問看護の連携を強化してやっていく必要があるということが、小規模多機能事業所全体として認識をしているところでもあります。

ただやはり小規模多機能ですと、単位の方が区分支給限度額の大半を占めてしまうっていうところがありますので、そこは福祉用具を使っている方とかもいらっしやいますので、そのちょっとバランスをとりながら、訪問看護さんとも今後連携をまわしていただければと思っております。

以上となります。

(会長)

1点だけ追加でお尋ねしたいんですけども、包括報酬と区分支給限度額の差が、例えば福祉用具で使っていたり、もちろん訪問看護を使っている場合もあるのかもしれませんが、もう少し頭をやわらかくしてかなきゃいけないんで区分支給限度額の分に相当するサービスが、100%分金額に計上したとして、訪問介護や通所介護、お泊まり等で、100%分提供しているとは限らないと思えますので、逆に100%を超えている事例もあるかとは思いますが、そういう意味では、まずアセスメントをしていただいて、やっぱり訪問看護が月4回必要だと仮にアセスメントしたとしたら、差が4回分はないかもしれませんが、本当に必要ならば、限度額の部分を全部使っているか使っていないか人によるんですけども、ご提供いただける方向で考えていただけると嬉しいとか。それが継続して、非常に経営上も現実的にも難しいってなった場合には、小多機の包括報酬でやる以外の方法を検討するということになるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

はい。会長のおっしゃる通りだと思います。

やはり、介護度が上がってくると、やっぱり医療頻度が上がってくるケースもありますので、そこを踏まえて、私たちとしてもしっかり考えていきたいと思えます。

協議会の中でも、まだ検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

では引き続いて〇〇委員も一言お願いいたします。

(委員)

はい。系列に看護小規模多機能があるというところで、実際はですね、私どもの地域は、松戸と言ってもですね、中心部よりかなり柏、鎌ヶ谷寄りなんですね。そこで、一番、病院から看多機の方にご依頼があり、利用に繋がる方も多いんですが、なかなか長期にわたって支援もできるっていう人が少なくなっているのかなというのが、現状で、うちの看護小規模多機能の人数は本当に低迷というんでしょうか、29の定員なんですけど、ここにも載っています通り15名というところで、その中で、常に2、3人は入院しているような状況であって、看護の需要も高いんですが、それが継続して、安定した運営の方に繋がるかっていうと、ちょっと、はい。今後も課題であるなというふうに見ています。そんな形でしか今ちょっと私の方では発言できないんですが、会長、よろしいでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。

もともと事前に質問出させていただいた内容は、看多機の方にはリハビリテーション、口腔栄養の利用状況を尋ねさせていただいたのも、意図的にそうさせていただいたつもりです。いや、ただいまお話いただいたように看護だけでも簡単でないっていうことも、理解しているつもりですので、本当は小多機だってリハビリテーション、口腔栄養も必要だと思います。なので、これはあくまでもこの意識づけという意味でもご質問させていただいたつもりですので、今後、来年度以降はこの会議資料で、例えば年に1回、お看取りになった方の報告などをいただいている回もありますので、毎回だと、また事業者の方のご回答もご負担かとは思いますが、時々、そのような目線でも数字を出していただいて、どのように本当の意味で必要な看護が提供されているかとか、リハビリテーション、口腔栄養が一体的に提供されているかっていうことも見ていけると、よりこの松戸市の事業所のサービス提供水準が上がっていくようなことを期待したいなと思っている形にさせていただいた次第ですので、これはまた事務局で来年度以降、検討していただければと思います。

それから〇〇委員、もう1点だけこの大事な資料、一番最後の11ページに、居宅介護支援事業所が着実に減っているという、データが出ているわけでこれはもちろん全国的にも非常に深刻にとらえられているところではあって、そして介護報酬改定が発表になったっていうタイミングですけれども、この点についても、一言コメントいただいといた方がいいのかなと思いますのでお願いし

ます。

(委員)

はい。今会長からありました通り、居宅の数が減っているというのは現実、どこの市の会議に出ても同じようなこと言われております。その中でやっぱり、私たち介護支援専門員協議会としても魅力のあるケアマネジャーとしての発信をしていくというのはもうずっと言っているんですが、なかなか、新しい方がお入りにならないとか、そうなるとどうしても現状の、私もそうですが、だいぶ年齢が高くなっていて、そこから仕事を離れるという方も多くなっているんで、今後もこれは課題として、いろんな地域の方だったり、それから普段介護のところで働いている人たちが、担い手としてケアマネになっていただいて、資格を取っていてもなかなか現場で働いてくれる方が少ないというのも課題だと思っていますので、この辺は、介護保険課さんを初めとして、行政の方それから、川越会長、医師会の方、先生方も含めて、やっていければなというふうに考えています。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

1点だけ蛇足ですけれども、たまたま今日聞いた話として他地域のケアマネジャーさんが、ケアマネが圧倒的に足りない。一方で、訪問看護が余っているって地域があるってことで訪問看護師さんにケアマネ、手伝って欲しいなんていう悲鳴のような声を聞く機会がありました。制度上できることとできないことはありますけれども、そんな、ちょっとおかしなようなことが起きているって現実も踏まえて、次の施策を考えていく必要があるんだろうなというふうに感じた次第でした。

では、ちょっと時間押しておりますので次に進めさせていただきます。

はい、お願いいたします。

(委員)

難しい話じゃないんですけれども、今回指導監査状況、結構細かく出てきたので、内容について別に異議があるわけじゃなくて、今まであまりこんなに細かく出てこなかったんで、指導監査状況については、そんな細かいものができ上がっているというふうに、私ども見ることはできないんですけども、そういう解釈でよろしいですか。

(介護保険課長)

今のご質問の中で細かくというお話もあったんですが、まず以前は毎回報告をしていたものを、今年度年 2 回にさせていただいている関係で多く見える点が 1 点。それから、コロナがやはり収まったので、これまで延期していた指導も多く行くようになったので、その分、数多く行っています。その結果、やったケースが多くなっているのが、非常に細かくなっているように見えるんですけども、これが、コロナが収まって、少しずつ少しずつ回数を平均化していくと、また少し内容が減ると思うんですが、何か細かくやったということではないです。

(委員)

わかりました。

(会長)

ありがとうございました。

では続きまして「議題 1 資料No.2、地域密着型サービス事業者等の指定等について」、を議題といたします。

それでは事務局からご説明お願いいたします。

(介護保険課長補佐)

議題 1、資料 No. 2 「地域密着型サービス事業者等の指定について」、ご説明いたします。

今回ご審議頂く対象事業所は、指定更新と致しまして、認知症対応型通所介護 1 件、小規模多機能型居宅介護 2 件、認知症対応型共同生活介護 5 件でございます。

資料 No. 2 の 2 ページをお願いいたします。

認知症対応型通所介護、名称は「松寿園デイサービスセンターメル・グラン」、運営法人は「社会福祉法人六高台福祉会」、所在地ほかにつきましては、参考資料の 1 ページ及び 3 ページから 5 ページに記載の通りとなります。指定に係る申請書類の確認も済んでおりますので、来る 3 月 1 日に指定更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

2 ページの下段以降 6 ページまでの報告内容につきましては、記載の通りとさせていただきます。

7 ページは、5 件の報告について記載しております。

本日ご審議いただきます、指定更新の 8 事業所につきましては、いずれも指定に係る申請書類の確認や事前の運営指導等において問題のないことを確認して

おります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。なお、時間の都合上、質疑応答の時間は10分とさせていただきます。

特にございませんでしょうか。

無いようでしたら、議題1「地域密着型サービス事業者等の指定等について」承認したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

ありがとうございました。

それでは、議題1「地域密着型サービス事業者等の指定等について」は承認されました。続きまして、議題2資料No.3「令和6年度松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」、議題3 資料No.4「令和6年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」、これらは内容に関連があることから、2つの議題について、事務局からご説明をお願いします。

(地域包括ケア推進課長)

議題2 資料NO.3「令和6年度 松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」、ご説明いたします。

はじめに、来年度(令和6年度)の運営方針については、令和6年度から8年度までの計画「いきいき安心プランⅧまつど(案)」及び国から示された基本指針に基づいて作成しております。また、基幹型地域包括支援センターについては、市内15箇所の地域包括支援センターの後方支援が主な業務であることを踏まえ、運営方針を策定していることを申し添えます。

事前に配付いたしました資料No.3のうち、赤字の部分が、令和6年度から内容の変更を予定している箇所でございます。本日は時間の都合上、特に説明が必要と考えられる箇所についてのみ、ご説明いたします。

なお、本運営方針では略称として、基幹型地域包括支援センターを「基幹型包括」、地域包括支援センターを「地域包括」としております。

1ページをご覧ください。「1 基幹型地域包括支援センター設置の目的」について、地域包括ケアシステムの推進に加え、地域共生社会の実現に向けた取組を

進めるよう新たに記載いたしました。

次に2ページをご覧ください。「3 業務共通事項の実施方針」の「(1) 事業運営体制の充実」⑨につきまして、令和5年度は新型コロナウイルス感染症を意識した記載となっておりますが、感染症のみならず災害時も含めた緊急時の業務の継続についての記載に変更しました。

続きまして、3ページをご覧ください。「4 個別業務の実施方針」(1) 総合相談支援業務①について、「いきいき安心プランⅧまつど(案)」では、地域包括支援センターにおいて、高齢者のみならず属性や世代を問わない包括的相談支援体制の充実を重点施策としていることから、それにあわせた記載といたしました。

続いて、4ページをご覧ください。(2) 権利擁護業務③について、高齢者のみならず家族介護者等の養護者を含めた支援について新たに記載したほか、国の基本指針に基づき、セルフ・ネグレクトをはじめとする高齢者虐待防止法に準じた対応が求められるものについても取組を進めるよう記載をいたしました。

続いて、(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務③についてです。令和6年度からの制度改正により、現在地域包括が行っている予防給付のケアマネジメントを居宅介護支援事業所も担えるようになります。これにより、地域包括が介護支援専門員に自立支援・重度化防止の観点から適切な助言ができるよう、基幹型包括として支援をしていきます。

続いて、5ページをご覧ください。(4) 地域ケア会議関係業務②について、3層構造の地域ケア会議においては個別レベルや日常生活圏域レベルでの検討を通じて、市レベルで検討すべき課題の抽出を行っています。それと合わせて、市レベルの会議で議論された内容を踏まえ、地域包括が地域の課題や個別事例の解決に取り組む循環型の地域ケア会議を推進しており、その内容を記載しております。

続いて、6ページをご覧ください。(8) 生活支援体制整備事業①についてです。令和5年度から生活支援・就労的支援・認知症支援を担う多機能コーディネーターについて、市全域の第1層コーディネーターを市に、日常生活圏域の第2層コーディネーターを各地域包括に配置しておりますので、それにあわせた記載に変更しております。

以上、議題2 資料NO.3「令和6年度 松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」の説明とさせていただきます。

続きまして、議題3 資料NO.4「令和6年度 松戸市地域包括支援センター運営方針について」ですが、全ての項目がただいまご説明した「資料NO.3 基幹型包括の運営方針」の修正や追記に合わせて変更を行ったものでございます。そのため、変更点についても、資料NO.3の説明と重複するため、説明は割愛さ

させていただきます。

引き続き、補足の説明を介護保険課よりいたします。

(介護保険課長)

続きまして、指定介護予防支援事業者の対象拡大等についてということで、お話ししたいと思います。当日の資料配布となつて、大変申し訳ございません。

口頭だけですとちょっとわかりづらいところがありましたので、急遽資料作成してご提示しておりますが、見づらの方は画面共有の方で確認をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

先ほど地域包括ケア推進課長からも若干説明の中で触れられておりましたが、今回の令和6年4月からの制度改正の中で、地域包括支援センターの体制整備等の中として、今後、介護予防支援事業者の指定を居宅介護支援事業所いわゆるケアマネジャーさんの事業所に指定することができるというような改定がされます。

恐れ入りますが、資料の1ページ目をお願いいたします。左側は、現在のこの地域密着型サービスの事業者の指定のことを参考で、記載してありまして、右側にあるのが、今回の指定介護予防支援事業者の指定の法律上の記載になります。右側の介護予防支援事業者のところですが、中段でアンダーラインをつけておりますが、今回、ここに指定居宅介護支援事業者の申請によりというのが入りますので、居宅介護支援事業者が、介護予防支援事業者の指定を受けることができるということになります。

手続き上の問題で申し上げますと、これまで、地域包括支援センターが介護予防支援事業者をいわゆる占有状態でしたので、地域包括支援センターを選考して、この介護保険運営協議会にご報告をする流れで、介護予防支援事業者を指定しておりましたので、あらかじめ必要な措置を講じなければならないということがされていたことになるんですけども、今後はそれが指定居宅介護支援事業者に拡大するということから、やはりこの介護保険運営協議会のような会議にて、事前の協議を行った方がよろしいのではないかとというふうに今考えております。

2ページ目でございますが、そういったことから、まだ詳細が不明なので、恐縮ではございますけれども、この後事務局の方からのアナウンスがあるかと思うんですが、来年度の1回目開催を予定しております介護保険運営協議会にて、質の担保などの手続きを含めてご提示させていただいて、指定地域密着型サービス事業者と同様に、介護保険運営協議会の年間スケジュールをお示しする中で、事業者の指定申請をもらい協議を経て指定を行うことにしたいというふうに考えております。前段の包括ケア推進課長の内容も含めまして、ご審議いた

できればと思います。

よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。それではただいまのご説明につきましてご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。

なお、時間の都合上質疑応答の時間が10分程度とさせていただきます。

〇〇委員、お願いします。

(委員)

今回のいろいろな文章が赤字で入ってきたことについては、国の示している地域共生社会の中での介護部分が相当細かく入ってきたなというふうには感じています。それで、国が考えている部分の、はっきり言っちゃうと、今、子どもと他の分野についてはまだ進んでないので、多分介護分野で、引っ張ってくような形で国が作っていて、システムができ上がっている。なので、内容が入ったことについて、僕は一向に異論もないんですけど、ただ、これをやることによって、ますます本来の介護なのか、共生の概念の中なのか最近こちょっと薄れてきた気がしてしまっていて、そういう時代の流れの中で随分この分野も流されてきたと思うんですけども、1点だけ言うと、分野と内容が広がる一方なので、行政の方々がですね、もう本当に、逆に言うと全体の中の分け隔てなく進んでいるような時代が、多分このまま行っちゃうと国の方で出てくると思うので、ぜひ次に何が出るかわからないんですけど、ぜひくじけないで頑張ってくださいっていうのがね。ちょっと僕も地域福祉から地域共生に変わって、すべての流れが地域共生に移っているような気がしてしょうがないので、その辺の目的部分を考えていかないと、行政さん大変かなと思ってますんで、その辺は特に感じたんでいろいろ書きましたけど、頑張ってくださいという意味合いだけですので、よろしくお願いします。

(会長)

事前のご質問について、追加のコメントいただいたという、ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

では〇〇委員お願いします。

(委員)

1件ですね、ちょっとこの包括センターの直接、或いは関係ないかもしれませんが、普段思っていることっていいですか。いろいろ、介護保険運営協議会の活動を見ていて感じますことも申し上げたいと思います。

ご承知のように、要介護者の人数ってのは相当数います。介護給付を受けている人と、受けていない人がいます。受けていない人がどれだけいるかという、要介護5が約300人、今年度は280人かもしれません。要介護4が同じ300人、3はおよそ370人、合計すると、950人から1000人が、介護を実際には受けていません。介護保険制度のあれを使っていませんという状態は、実はもうほとんどこの人数で変わらずに続いてきています。最近の数字が約1000人。特に要介護5、この方については、家庭にいるとしたらもう信じられないぐらいの状況じゃないかというふうに思います。当然、多分、単身で1人っていうことはないと思いますが、どんな介護をされているのではないかというふうに思います。その家族の大変な苦勞を考えると、とても身につまされるようなそんな感じがします。

それで、こういうところにですね、手がやはり届くような、そういう、いわば松戸市の介護行政であっていただきたいというふうに思います。今現在、多分、要介護5で認定を受けているけれども、全く受けてないっていう人には、何もやっていません。また現状もよくわかりませんという回答もすでにいただいておりまして、基本的には、あくまでも本人が介護を受けたいというふうに言わない限り、行動は取れないかと思いますが、お願いは、できるだけそういう人達、特に介護3、4、5これぐらいのレベルの人たちには、ある程度状況の確認とかですね、そういうのをアクティブにやっていただく必要があるかなというふうに考えます。考えると、今度はどこがやるかということになりますが、これはやっぱり地域包括支援センターさんと一緒になって、一番地元で溶け込んで、それぞれの実態、生活の様子が分かっている、そうすると、まず地域包括支援センターさんが一番適任なのかなというふうに、とりあえず勝手に思います。

それに、多分、介護保険課さん、或いは高齢者支援課さんの若干の応援を受けて、ある程度の確認をしていくということが、必要なのではないかと、またそういうことで、状況が確認できれば、市として、いくなれば相当の体力のかかる人たちへの、支援ができるのではないかと、いうふうに思いますので、この本文に書く書かないの問題ではありません。本文のあれで言うと、第3項に、権利擁護というのがありますね。DVだとか、虐待だとか、そういうことのテーマが主なんです。要介護の高い方の認定を受けていて、使っていないという人にも、言うなれば、介護を受ける権利がある。こう考えると、権利擁護の報告の中で、きちっと対応できるのではないかなというふうに、勝手ながら思いますので、ぜひそう

いった活動、もちろん地域包括支援センターさんだけじゃなくて、介護保険課の中でお考えいただければありがたいかなというふうに思いますので、よろしくご検討をお願いします。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

事務局はどうでしょうか、どうぞ。

(介護保険課長)

重度の方が介護保険サービスをあまり受けていないというようなお話だったと思うんですが、ちょっとすいません、今手元には持ち合わせていないんですが、今回計画策定のために、重度の要介護者の方々にもアンケートをとっております。それは3年ごとにとっております。過去の傾向で申し上げますと、重度の方で介護を使ってない方というのは、入院してる方が非常に多い状況。それとあと念のためについていう方も結構いらっしゃるんで、委員おっしゃられた方すべてが、そのままほったらかしについていうことじゃなくてですね、何らかのケアというか、医療を受けてることが多いというふうに、まず認識してます。

ただ、もちろん、そうは言っても、もしかしたら漏れてる方もいらっしゃるかもしれませんので、実際コロナ禍ではなかなか訪問調査もできなかったという状況がございますけれども、今訪問調査は原則やっておりますので、そういったときの状況の把握の中で、何らかの支援が必要だという方を見つければ、当然介護保険課、地域包括ケア、高齢者支援、その他もろもろの連携をとりながらフォローしていくことになるかと思えます。

以上です。

(会長)

在宅医の臨床現場の感覚で申し上げますと、確かに本当はサービス利用が必要なのに、使っていない人がいるとしたら心配には間違いないんですけども、今ご説明がありましたように、例えば1ヶ月間ずっと入院してる方は介護サービスは利用しないっていうことになります。それからもちろん、ご家庭によりますけれども、ご家族がばっちり介護をやってくださっている、中には経済的な問題もあってそうなっている場合もあるかもしれませんけれども、なんにしろできているっていう場合もあると思えます。それからときどきありますが、一時的に非常に機能が悪くなったから、5なり3なり判定が出たけれども、改善して今は自立できている人も中には、認定期間中ですけどもいらっしゃいます。こういう方を除いて、本当は必要なのに、サービス利用が行われていないっていうの

が、金銭が理由だったり、もしかするとネグレクトに相当するような状況がないかって言われるとわかりませんが、たくさんではないんじゃないかと思えます。むしろ介護申請をしていない人の方が本当は闇かもしれないですけども、実態把握が簡単ではないところかと思えます。そういうことも、今いただいたご意見も踏まえまして、また事務局の方でも、実態の把握に努めていただければと思います。

その他いかがでしょうか。ご質問ございませんか。無いようでしたらまず議題の2 「令和6年度松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」を承認したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

それでは、議題2「令和6年度松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」は承認されました。

続きまして、議題3「令和6年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」を承認したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

ありがとうございます。

それでは、議題3「令和6年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」は承認されました。

ここで1時間たちましたので議事の途中ですが5分間休憩をしたいと思います。今15時3分ですので、15時8分から再開したいと思いますよろしく願いいたします。

<5分間休憩>

(会長)

では時間になりましたので再開をさせていただきます。

まず先ほどの議題2と3で取り上げました資料7ですけど、当日、ご配付して資料説明していただきました。これにつきましても承認したことを含んでいるということを確認させていただきます。

続きまして、報告2 資料No.6「いきいき安心プランⅧまつどの概要(案)について」事務局から説明をお願いします。

(高齢者支援課長)

それでは報告 2 資料No.6「いきいき安心プランⅧまつどの概要（案）について」です。今年度末に策定予定の高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画であります、「いきいき安心プランⅧまつど（案）の概要」について、ご報告いたします。

まず、パブリックコメントの実施内容ですが、令和 6 年 1 月 5 日から 2 月 5 日まで実施し、2 月 7 日時点、昨日の時点で 4 名の方からご意見をいただきました。いただいたご意見を整理し、市の考え方をまとめた結果の公表を、3 月中旬に予定しております。資料の閲覧は、市ホームページのほか、高齢者支援課、各支所、行政資料センター、図書館、まつど市民活動サポートセンターで可能ですのでご利用ください。

本日お示ししております資料No.6 は、パブリックコメントで使用した資料となります。

第 3 回介護保険運営協議会で「当日配布参考資料」としてお配りした内容と重なる部分もありますので、今回追加した内容を中心に、ご説明いたします。なお、人口推計につきましては、第 3 回会議時には令和 4 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口を基準に算出しましたが、今回は、令和 5 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口を基準に新しく算出し直した数字となっておりますが、傾向は大きく変わっておりません。

3 ページをご覧ください。本市における、全体の人口推計・人口構成についてです。本市の総人口は減少傾向にある一方、高齢化率は令和 5 年の 25.9%から、令和 32 年には 35.6%に上昇するものと見込んでおります。

次に 4 ページ、高齢者世帯の現況と粗い推計です。高齢化の進展に伴って、高齢者夫婦世帯及び高齢者単身世帯ともに、令和 22 年に向かって増加し、総世帯数の約 3 割と見込んでおります。

次に 6 ページをご覧ください。認知症高齢者数の現況と将来推計となります。認知症高齢者数は、令和 2 年の約 22,000 人から令和 12 年には約 27,000 人となり、高齢者の 5 人に 1 人が認知症になると見込んでいます。

次に 8 ページをご覧ください。施策の体系及び重点施策です。

計画の柱 1、生涯現役社会・健康寿命の延伸についてですが、施策の方向性として、フレイル予防のために、栄養・身体活動・社会参加が重要であることをふまえて、「フレイル予防に着目した保健事業の推進」を重点施策としました。

次に計画の柱 2、地域包括ケアシステムの深化・推進についてですが、施策の方向性として、多機能コーディネーターを市内全 15 地区へ配置し、社会参加を通じた介護予防や、地域の支え合いを実現していくこと、また、相談窓口の普及

啓発により利用を促進していくことなどとし、「多様な生活ニーズに対する支援」、また、「包括的な相談支援体制の充実」を重点施策としました。

次に計画の柱3、介護サービスの適正な供給についてですが、施策の方向性として、多様な就労・社会参加を促進していく、介護人材の確保・定着のための取り組み支援と資質向上などとし、「多様な主体の確保と生産性の向上」を重点施策としました。

次に、飛びまして15ページをご覧ください。こちらは令和6年度から令和8年度までの介護施設・地域密着型サービスの整備目標となっています。

次に16ページ、17ページをご覧ください。介護保険サービスの見込み量と保険料です。なお、給付費等の推計は、介護報酬改定等の影響をふまえた数字に今後変更する予定です。介護保険料は、高齢化の進展とサービスの充実により、計画の改定ごとに、基準額が上昇してきました。来年度からの保険料につきましては、3年前の計画策定時の保険料見込みより軽減できるものと推計しております。今後、介護保険料の改定を含む介護保険条例の一部改正条例案を、3月定例会に上程する予定です。制度改正を含めた条例等の状況については、このあと、報告3にてご報告いたします。

なお、制度改正や介護報酬改定による内容を変更し、またパブリックコメントの内容により変更した計画（案）については、3月中旬に公表予定です。最終的な計画の策定は、3月末となりますので、その後公表いたします。

以上簡単ではございますが、「いきいき安心プランⅧまつど（案）の概要」のご説明をさせていただきました。

（会長）

ありがとうございました。

それでは、続きまして、報告3 資料No.5「介護保険条例等の改正について」を事務局から説明をお願いします。

（介護保険課長）

報告3、介護保険条例等の改正について、資料No.5によりましてご説明いたします。

前段の報告にありました、「いきいき安心プランⅧまつど」それから、今日の議論でも多少触れておりますが、国の制度改正、それから今後の「いきいき安心プランⅧまつど」の効率的な運営ということを念頭に、次の3月の市議会定例会に提案を予定している条例に盛り込む予定の主な内容についてご報告させていただきます。

1枚めくっていただいて1ページになります。こちらは介護保険条例の一部を

改正する条例に盛り込む予定の内容となっております。主な改正内容としまして、まず一番ですが、皆さんご案内の通り、いきいき安心プランというのは、3年間で期間となっております。ただ現在のところ介護運営協議会の委員さんにつきましては、2年という任期でやっていただいているので、これを計画期間に合わせ、3年といたします。

またちょっと飛びますけれども、(4)のところに、松戸市高齢者保健福祉推進会議条例の廃止という記載がございます。こちらの会議体につきましては、この運営協議会の中でも、折に触れて提示させていただいております、いきいき安心プランの策定を所管している会議体でございますけれども、この会議体を廃止いたしまして、この介護保険運営協議会に統合いたします。そういった改正内容が、効率的な運営ということになります。

少し戻りまして(2)でございますが、先ほど、高齢者支援課長から、パブコメの案の説明がございましたが、パブコメを出した後、介護報酬改定等々いろいろ示されてきておりますので、それをベースに積算しました保険料が、こちらの額になっております。今のところ、月額6,300円を予定しております。ただ条例上は年額で記載しますので、この7万5,600円という記載になります。やはり保険料が上がっていくというところから、様々な支援策といいますか、そういったところで、保険料の所得段階区分については、今まで18段階ということで、これまでもきめ細やかに刻んで参りましたが、20段階ということで、より高所得の方から保険料をいただき、少しでも基準額を下げたいというふうに考えております。

また、公費を投入して今までも、1段階から3段階の低所得者については減額の措置をしておりますけれども、引き続きそういったことを実施していく予定です。

それから(3)ですが、ちょっとあまり聞きなれないかもしれないんですが高額介護サービス費貸付基金というものがございます。皆さんご存じの高額介護サービス費は、介護保険のサービスを使った方が一定の額を超えたら、償還されるという仕組みでございますけれども、通常介護サービスを受けた翌々月になると大体その高額介護サービス費の額がわかるんですが、その2ヶ月間、お金が払えない人がいたら、貸し付けをするという仕組みのものでございます。

ただ、この制度は、介護保険制度以来一度も使われたことがなかったので、今回、効率化ということから、この条例についても廃止をいたします。

続いて2ページ目をお願いします。こちらはいわゆる国の制度改正を踏まえた改正になります。松戸市が所管しているもの、この会議体で所管しているサービスがすべてですけれども、中段にあります改正する条例というところで、いわゆる地域密着型サービス以外に、ケアマネ事業所の居宅介護支援事業所、それか

ら地域密着の予防、それから介護予防支援、この大きな 4 つの条例がございませけれども、この条例に対しまして、国の今回の改正の中で、身体的拘束等の更なる適正化というような内容がございまして、この記録の整備について松戸市は、すべての記録について 5 年というふうにさせていただいているので、そこを直すといったようなことと、あと文言の整備等がございまして、そういったものを改定する条例を今回出す予定でございまして、

以上となります。よろしく申し上げます。

(会長)

ただいまの説明については、議案に対する情報提供ということですが、

報告 3「介護保険条例等の改正について」報告を終わります。

最後にその他としまして、ご意見、ご報告事項等はございますでしょうか。

では〇〇委員申し上げます。

(委員)

市の条例の改正ということで話があったんですが、介護保険料、6,300 円です。基準額の方ですね。従来この数字について、いうなれば事前に説明をされてですね、私も話を聞いておりましたし、この数字を了承するのは、高齢者福祉会議ですか。そこで決めるということになるというふうに聞いておりましたが、これは高齢者福祉会議で、この案は 6,300 円上げますということは、了解されたんでしょうか。

(介護保険課長)

先ほど、高齢者支援課長からご説明しましたように、介護報酬改定が決まる前のパブコメの手続きになっておりました。そういった中で、今回、このタイミングでの、そしてこの最終的なものについても、先ほど高齢者支援課長の方からご説明がありましたが、この後高齢者保健福祉推進会議に再度フィードバックをいたします。なので、高齢者保健福祉推進会議の委員さんが 6,300 円というふうに知るはその時になるかなと思いますが、これまでの議論の中で、概ね 6,000 円台半ばというところで、先ほどのパブコメのところもそうですけれども、介護報酬改定が決まる前でしたので、そういったような提示でご説明をしています。

以上です。

(委員)

国民健康保険とか、後期高齢者の保険料、そして介護保険も言うなればその値

上げっていうんでしょうかね、値上げというのが言われておまして、その数字はまだ介護保険分については盛り込んでいないという数字でよろしいでしょうか。

今言われている値上げという数字を盛り込んだ数字が 6,300 円ですか。それとも、まだ盛り込んでいないということなんでしょうか。まだ決まってないから盛り込んでないということですかね。

(介護保険課長)

盛り込むという表現が若干、わからないんですけども、今のところ、次期介護保険料を 6,300 円にさせていただく条例案を出す予定でありますということです。

以上です。

(委員)

時間がありませんから、あまりごちゃごちゃ言わないように試みますけれども、甚だおかしいと私は思います。全然情報を市民に知らせないで、言うなれば、決めているというような感じが非常に強くしますので、これは運営上問題だと思います。金額につきましてはね、これはいろんな見方ができますけども、これだけ上げる理由は一体何なのか、それを説明する必要があるのではないですか。その説明が全然なしにいきなり条例でこういうあれをしますというのは、甚だ強引なあれだと思います。あのですね。この第 8 期ですか、今現在。この令和 5 年までは、第 8 期、介護保険のいうなれば予定の数字と実績の数字で、でっかいあまりが生じていますよね。予定の数字と実績の数字はかなりの格差があります。

その前の期もそうでしたよ。だから第 6 期、8 期か、平成 30 年から令和 2 年までの数字。そういう数字は当然調べていると思いますけども、すごい大きな差額があります。ということは、介護保険料を決めても、そこまでの介護給付はされていないというのが、現在の数字のはずです。そういうところを、どういうふうに考えて、次の計画を作っているのかということをお聞きしたい。この場で聞いても、それは答える筋合いではないと言われそうな感じがしますので、何らかの方法で、問い合わせをしようというふうに一応思います。いずれにしても、数字を作る上において、まあちょっといきなりの数字ではないかなあというふうに感じますので、一言申し上げます。

以上です。

(委員)

確かに値上げされるというふうな、僕らもわかるんですけど、上げてほしくないのは分かるんですけど、ただ、こちらで今度市町村が作る計画書の中に、計画書の作成段階で、総数量を全部出して、あくまでも数量計算をして、それに対して、最終的には一番被保険者の数が変わっていくというやり方だというふうに私は理解しておりますので、それは、必ずその計画の中に記載があるというふうに感じて今聞いているんですね。それを全体の、そういうことは逆に言うと数が増えて、サービス数量が増えるという、そういう計算をしたんだというふうに理解はしておりますので、これ以上、後は政策的判断があるかわかりませんが、そういうところを含めて、この金額はあれですよ。一応我々の知りえている部分だということですかね。まだ条例があるので、盛り込む予定ってことなので、例えば独り歩きさせたくないと思ったんで、聞いた話の話です。条例が出れば、きちんと運営されるのでね。いいと思うんですけども。ただ、そういう意味合いで我々に前もって出したというふうに、理解しているというふうにしたいと今思っています。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

今の〇〇委員のご質問は、保険料をどのぐらい上げるべきなのかっていうこの場が議論する場ではないという、確認した前提でも、確かに介護保険の運営を協議している立場としても無関心で入れない部分ではありますので、上げるなら上げるものの、何となく積算根拠とかイメージがもう少し教えていただくと、納得しやすいってというような意味なのかもしれません。実際2025年という言葉が言われる理由は、それ相応あるわけですので、事務局が上げたいから上げたいなんてことはもちろんなくて、必要な数字だったろうとは思いますが。そして最終的には議会、首長が決めることですので、もちろんその場にゆだねることになるんだろうとは思いますが、理解しやすいようなイメージのご説明だけでも追加していただくと良いのかと思いますけど、いかがでしょうか。

(介護保険課長)

まず、先ほど条例の改正案のところ、効率的な運営をする中で会議体を見直したいというお話を差し上げました。それがまさにまず今、委員ご指摘の或いは会長がおっしゃられた内容とも関係があるんですが、策定をするラインと運用するラインがこうやはり2つになっている関係で、なかなかその一体的な議論というのでもできませんし、また、それぞれの会議体が所管するところに、ご報告

する順番なりなんなりがちょっと、実際ありますので、そういったところで、確かにその部分では、介護保険運営協議会の皆様には、十分策定のプロセスが見えてなかった可能性はあると思います。もちろん、その途中途中でパブコメをやりますよとか、そういったことのご案内を差し上げている中で、ある程度の資料をご覧いただいているという前提で今日はご説明をさせていただいております。

〇〇委員からもお話がありました。そもそもこれも介護保険運営協議会の任期の最初のときに、プランができるときのプロセスみたいなお話多分差し上げて、保険料というのは、次の3年間にどれだけ高齢者が増えて、また認定者がどれだけになって、その方々への給付がどれくらい行われてといったようなことを推計してやっていくとこういう額になります。それからあと〇〇委員がご心配されている、取り過ぎではないかというようなことについても、この運営協議会で過去にも議論がございましたが、端的に申し上げれば、残ったものは、また次の期に入れているということになります。今のところ、あくまで予定ということで申し上げますと、今期の今年度末の基金残高は18億円ぐらいになるかなというふうに、それを13億円、次の期に入れる予定でいます。そして保険料を下げました。実際は、保険料はもっと高いです。推計値はもっと高いです。それを、基金を入れて少しでも皆様の負担を軽くしたいという趣旨で、下げようと思っています。

その上で、じゃあ何で全部入れないんだというような議論については、いろいろな事情の中で考えておりますけれども、やはり、今回全部それをやってしまえば、今申し上げたように、推計でもうすでに6,500円ぐらいになっているとすれば、次の期に上がったときに、もっとすごい額になってしまって、もうそれを下げる要素がなくなってしまうし、いろんなことを、理由を考えるとどうか、どういうふうになれば皆さんの負担が先になって大丈夫かっていったことも総合的に考えて策定をし、または保険料は積算しております。もちろん、今後の議会での議論もありますので、すべてが決定したものではありませんけれども、今お話ができるレベルというのはこの辺かなと思います。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。その他に何かございますでしょうか。

では、特にならなければ、これで本日の議事はすべて終了いたしました。私の方からは以上です。進行事務局にお返しします。

(司会)

会長ありがとうございました。

今年度の介護保険運営協議会は本日が最後となります。ここで福祉長寿部長よりご挨拶申し上げます。

(福祉長寿部長)

皆様ありがとうございました。

本年度の介護保険運営協議会の閉会に当たりまして、ごあいさつさせていただきます。

最後の部分は少し目の前の数字といたしますか、やや議論が熱を帯びたかなという部分もございましたけれども、今期も会長はじめ各委員の皆様には毎回の案件につきまして真摯にご議論いただき、誠にありがとうございました。

本日の議論もありましたけれども、具体的な部分やあとはビジョンといたしますか、そういったものを踏まえて、高齢者福祉をどうしていくかということについて、よりいい制度になるためにはということ、建設的にご議論いただいたこと、誠にありがとうございます。

高齢者福祉の部分だけじゃなくて今、地域でいろんな課題がありますので、課題がどんどん出てくる中で、いろんな機関ございますけれどもそこに必ずしもしっかりはまらないものがある中、どうやって手を広げていくというか、そういった形の対応を迫られる部分が多いですけれども、介護保険という大きな制度がある中で、ベースとして、ここで何をどうするかとしっかり支援の質を上げていくための皆さんのご苦勞に大変感謝しております。

また、来年度以降、先ほど介護保険課長からご説明がありましたけれども、会議体の形を少し見直すことも検討しておりますが、引き続き、新しい体制になるかもしれませんけれども、皆様のお力をお借りしながら制度の発展的な運営の方に努めていければと思っております。誠にありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項がございます。

市役所駐車場にお車でお見えの方は、駐車券を処理いたしますので、職員にお申し付けください。

以上をもちまして、令和5年度第4回松戸市介護保険運営協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。